

教育データの標準化について

令和3年(2021年)12月

文部科学省 総合教育政策局 教育DX推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

教育データ標準の目的・方向性

教育データを、データの種類や単位が、サービス提供者や使用者ごとに異なるのではなく、相互に交換、蓄積、分析が可能となるように収集するデータの意味を揃えること

①データ内容の規格

各国により文脈が異なるため、主に各国が独自に定める必要

②データの技術的な規格

データの技術的な規格は流通している国際標準規格を主に活用

文部科学省教育データ標準の目的・方向性

◎ Pedagogy First, Technology Second

多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された学びの実現や、学校現場での「主体的・対話的で深い学び」に向かうためのデータ活用となることが実現できるためデータの標準化を行う。

◎ 教育データの相互運用性

これまでサービスや媒体に依存していた我が国の教育データ活用を、サービスや媒体によらずに相互に交換、蓄積、分析が可能となるようデータの標準化を行う。

◎ 学習活動の効果の最大化を念頭においた標準化

本人の振り返り、学校等における指導、研究・政策への活用の3つの局面での教育データの利活用が効果的にでき、学習活動の効果が最大化するためにはどのようなデータ利活用が重要かを念頭において標準化を設計する。特に、我が国の強みを生かせるよう以下の点に留意。

- ・ 我が国で豊富な実践の蓄積、現場での知見の可視化
- ・ 成果だけではなく、教員の指導・児童生徒の学習のプロセスの可視化

◎ 多様な社会の力を活用できるための標準化

デジタル教科書・デジタル教材や外部コンテンツ等の活用がデータ連携により容易となり、より多様な社会の主体の力を学校の教育活動に活用できるようになるように標準化を行う

文部科学省教育データ標準化の性格

- 標準化の対象は教育データのうち日本全国で定義の統一が必要なもの
 - ・教育に関するデータは多種多様であり、膨大な種類が存在するが、データ標準化は教育データの全てを網羅するものではなく、データの相互運用性を図る観点から全国で定義の統一が必要なものを対象とする。
 - ・なお、実際の教育活動においては、標準化するデータ以外にも、自治体、学校、教職員、児童生徒等が独自に必要と考えるデータを活用することを想定している。
- 共通して使用することが相互のメリットとなることから推奨
 - ・データ標準に則り教育データを互いに活用することで児童生徒がより付加価値の高い学びが可能となる等の意義が高くなることから、今後システムを新規に開発する場合や改修する場合にデータ標準の考え方に則り行われることを推奨するものである。(「データ標準」の使用を法的な義務を課したり、教育機関等に使用を強制するものとはしない。)
 - ・なお、今後、文部科学省が実施する教育情報システムやデータに関する各種施策や補助事業等においては教育データ標準に則り実施することを基本とする。

(参考) 教育データ標準化に関する閣議決定

「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月 閣議決定)

●(略)国・地方が一体となってGIGAスクール構想を加速し、児童生徒1人1台端末、必要な通信環境の整備、効果的な遠隔・オンライン教育を早期に実現する。(中略)教育データの標準化・利活用を進める。

「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年6月18日、閣議決定)」

ア 教育現場におけるデータの利活用の促進

全国の学校で共通に利活用が必要な教育データについて、国際的な標準を参考にしつつ、更なる標準化を推進する。

教育データ標準の枠組み（制定者ごと）

●国際標準規格

教育データのうち国際標準規格が存在するものは、最先端の知見を活用するとともに国際的なデータ流通を確保するため、我が国の実情に適応する限り、なるべく国際標準規格の活用を図る。

●文部科学省標準

制度等により定義があるもの等を基本に、全国の学校での活用を推奨する公の標準を、有識者等の意見を踏まえて定める。（国内の行政分野共通のデータ標準等がある場合は参照）

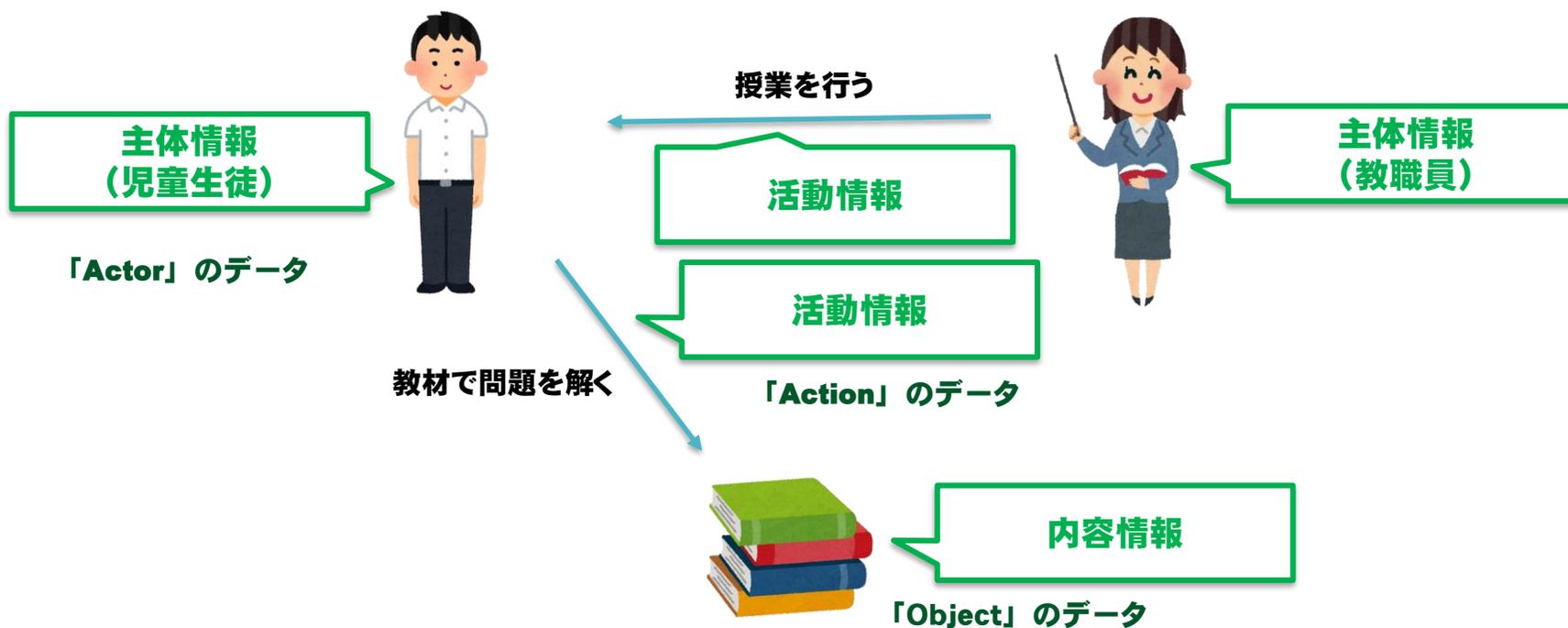
●関係団体標準（仕様）

これまでに関連業界ごとに一定の目的で技術的標準（仕様）が存在するが、今後も、解釈や考え方により異なる区分による標準を関係団体が制定することがありえる。これらの関係団体標準は、文部科学省標準に明示的に反するものでなければ、関連団体等として標準を定めて活用することを妨げるものではない。

	国際標準規格	文部科学省教育データ標準	関係団体標準（仕様）
①主体情報	ISO（性別、生年月日等）	基本的内容を定義 （第1版（学校コード）・第2版）	APPLIC「教育情報アプリケーションユニット標準仕様」 （小・中学校の指導要録・健康診断票等の電子化に関する全国標準仕様）
②内容情報	IMS CASE（K12の学習フォーマット）、Open Badge（公開用の修了証等）等	基本的内容を定義 （第1版（学習指導要領コード））	JAPET&CEC「学習要素リスト」（教科書・教材の標準項目）
③活動情報	xAPI、IMS Caliper Analytics（デジタル上で学習履歴を記録するための技術標準）等	基本的内容を定義 （今後検討）	

文部科学省教育データ標準の枠組み

- 教育データを、①主体情報、②内容情報、③活動情報に区分する。
 - ①主体情報 … 児童生徒、教職員、学校等のそれぞれの属性等の基本情報を定義。
 - ②内容情報 … 学習内容等を定義。
 - ③活動情報 … 何を行ったのかを定義（狭義の学習行動のみだけではなく、関連する行動を含む）
- また、教育データの相互運用性を担保する仕組みの標準を定義する。



- (留意点)
- ・標準化の対象はデータの全てを網羅するものではなく、データの相互運用性を図る観点から全国的な定義の統一が必要なもののみである。
 - ・ここで定義している情報を各学校等で集めなければならないものではない。(法令等で規定されている情報等は当該規定に従う必要がある。)
 - ・標準項目以外に各学校設置者、学校で必要と考えるデータがあれば独自に定義して活用することは可能。

(参考) 「主体情報」、「内容情報」、「活動情報」のイメージ

①主体情報

児童生徒、教職員、学校等のそれぞれの属性等の基本情報を定義。



【児童生徒情報】
性別、生年月日、
在席校、学年 等



【教職員情報】
免許、勤続年数等



【学校情報】
学校コード、児童生徒
数、学級数、教職員数
等

②内容情報

学習内容等を定義



【学習内容情報】
教科書・教材等のタイトル等の一般的情報、
対象学年・学習分野等の分類情報、権利情報や作成者等の情報等
学習指導要領コード

③活動情報

何を行ったのかを定義
(狭義の学習行動のみだ
けではなく、関連する行
動を含む)

A 生活活動	生活に関する行動の記録 学校の出欠、健康状況等
B 学習活動	学習に関する行動の記録 学習記録、成果物の記録、成績・評価情報
C 指導活動	指導に関する行動の記録 指導分野の記録等

文部科学省教育データ標準（学習指導要領コード）の公表

- ✓ 令和2（2020）年10月16日、文部科学省「教育データ標準」（第1版）として小・中・高の最新版学習指導要領分を公表。そのほかの部分も年内にコード化が完了し、公表。
- ✓ G I G Aスクール構想の加速化を受け、できる限り早期に活用できるように、教材事業者等が活用しやすい形（Excel、csv形式）で文科省ホームページにデータを掲載。

（文部科学省教育データ標準（学習指導要領コード）の公表スケジュール）

- 10月 小・中・高等学校（最新版の学習指導要領分）
- 11月 小・中・高等学校（前回改訂版の学習指導要領分）
- 12月 幼稚園・特別支援学校（最新版と前回改訂版の学習指導要領分）

コード表

学習指導要領テキスト	コード
B 生命・地球	8260233200000000
(1) 身の回りの生物 身の回りの生物について、探したり育てたりする中で、それらの様子や周辺の環境、成長の過程や体のつくりに着目して、それらと比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	8260233210000000
ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。	8260233211000000
(7) 生物は、色、形、大きさなど、姿に違いがあること。また、周辺の環境と関わって生きていること。	8260233211100000
(4) 昆虫の育ち方には一定の順序があること。また、成虫の体は頭、胸及び腹からできていること。	8260233211200000
(7) 植物の育ち方には一定の順序があること。また、その体は根、茎及び葉からできていること。	8260233211300000
イ 身の回りの生物の様子について追究する中で、差異点や共通点を基に、身の回りの生物と環境との関わり、昆虫や植物の成長のきまりや体のつくりについての問題を見だし、表現すること。	8260233212000000
(2) 太陽と地球の様子 太陽と地球の様子との関係について、日なたと日陰の様子に着目して、それらと比較しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	8260233220000000
ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。	8260233221000000
(7) 日陰は太陽の光を遮るとでき、日陰の位置は太陽の位置の変化によって変わること。	8260233221100000
(4) 地球は太陽によって暖められ、日なたと日陰では地球の暖かさや湿り気の違いがあること。	8260233221200000
イ 日なたと日陰の様子について追究する中で、差異点や共通点を基に、太陽と地球の様子との関係についての問題を見だし、表現すること。	8260233222000000

学習指導要領のコード付与の考え方

学習指導要領の冒頭から順番に16桁のコードを割り振る。
 その際、学校種、教科、学年等の検索が容易となるように桁に一定のルールを設ける。

8 2 6 0 2 6 3 XXXXXXXXXX 0

第1桁 第2桁 第3桁 第4桁 第5桁 第6桁 第7桁 第8桁～第15桁 第16桁

桁	区分	考え方
第1桁	告示時期	最初の学習指導要領（昭和22年）を「0」とし、全面改訂の時期毎にコードを割り当てる。（平成29～31年改訂は「8」）
第2桁	学校種別	幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の区分で分類。
第3桁	教科	総則及び教科等を規定する。
第4桁	分野・科目・分類	小学校及び中学校の分野、高等学校の科目を規定し、分野単位、科目単位にコードを割り当てる。
第5桁	目標・内容・内容の取扱い（大項目）	各教科等の大項目の「目標」「○○の目標及び内容」「○○の指導計画の作成と内容の取扱い」等にコードを割り当てる。
第6桁	学年・段階	学年及び段階を規定する。
第7桁	目標・内容・内容の取扱い（小項目）	教科及び分野・科目・分類ごとに設定されている「目標」「内容」「内容の取扱い」等の区分を規定する。
第8桁～第15桁	細目	冒頭から順に、階層ごとに桁を割り当て、コードを割り振る。
第16桁	一部改正	第1桁で示す各告示時期において行われた一部改正の状態を表す。

(参考) 文部科学省教育データ標準 (学習指導要領コード) による教育支援システムについて

(現状)

- ✓ 令和2 (2020) 年10月16日、「学習指導要領コード」を公表し、教材事業者等が活用しやすい形 (Excel, CSV形式) で文科省ホームページにデータを掲載している。

(取組)

- ✓ 学習指導要領コードの利便性を高め、デジタル教科書・教材等の連携やデータベース化を進めるため、1) 教育コンテンツの登録や検索支援を行うサイトと2) コード付与支援を行うシステムの開発・実証を行う。

1) デジタル教材連携サイトの構築

現状、文科省や教育委員会等で多くのデジタル教材を作成しているが、データベース化や民間の教材等との連携を図るための連携サイトが必要



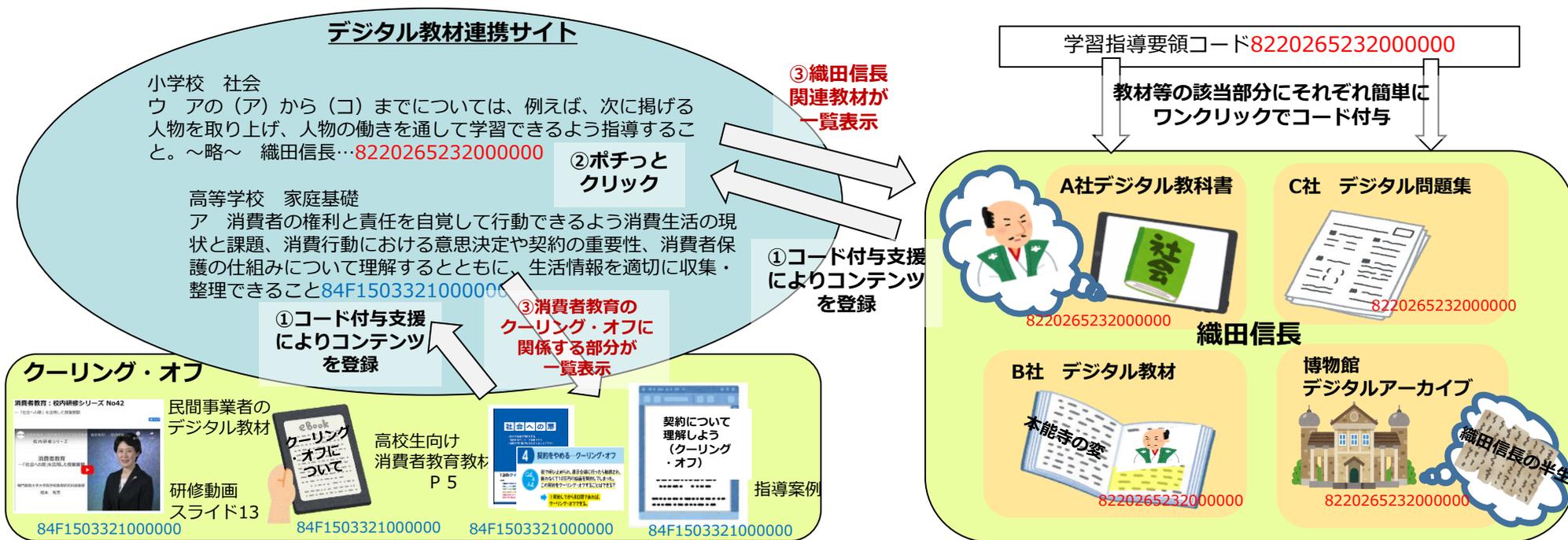
児童生徒の様々なデジタル教材を活用した学習や、教員の授業計画等を容易にするため、デジタル教材の単元・内容・該当部分ごとに学習指導要領コード等の様々なメタ情報を登録してデータベース化し (登録支援)、検索可能にする (検索支援) 連携サイトを構築する。

2) コンテンツへのコード付与支援ソフトウェアの開発

現状、学習指導要領コードは、専門的知見を有する教材事業者等が利活用を推進しているが、より広範に利活用できる仕組みが必要



学校・教育委員会等が自作の問題等に簡単にコード付与できるようにするため、例えばワンクリックで簡便に教材等の該当部分 (例：織田信長が関係する問題1問ずつ) に学習指導要領コードを付与できるソフトウェアを開発する。



(参考) 文部科学省教育データ標準 (学習指導要領コード) に関する今後の取組みについて

- 令和2年10月に「教育データ標準」(第1版)として学習指導要領コードを公表。現在、コンテンツへのコード付与は手作業で行われているが、学習指導要領コードの普及・活用をより推進するため、**コード付与にかかる負担を軽減し、より簡便にコード付与を行うことができる環境整備**が必要。
- このため、デジタルコンテンツに関する**学習指導要領コードの付与を効率的に実施できるソフトウェア等の簡易版(プロトタイプ)**を、**令和3年度に開発・公表予定**。
- 今後さらに、**簡易版の実証結果等を踏まえた機能改善・拡充**や、**活用事例の創出**等を実施する。

(コード付与が想定されるコンテンツの例) デジタル教科書、MEXCBT掲載問題、STEAMライブラリー、民間のデジタル教材・コンテンツ等

R3年度：調査研究 (簡易版の開発・テスト)

- ✓ 学習指導要領コードの活用に関する**目指すべき未来像と現状・課題の明確化**
- ✓ 未来像を踏まえた**簡易版の開発・テスト**

(付与支援システム)

- テキストデータから該当する指導要領コードを検索し、簡便に付与することができるシステムの簡易版の開発、事業者の保有するコンテンツへのコード付与のテスト

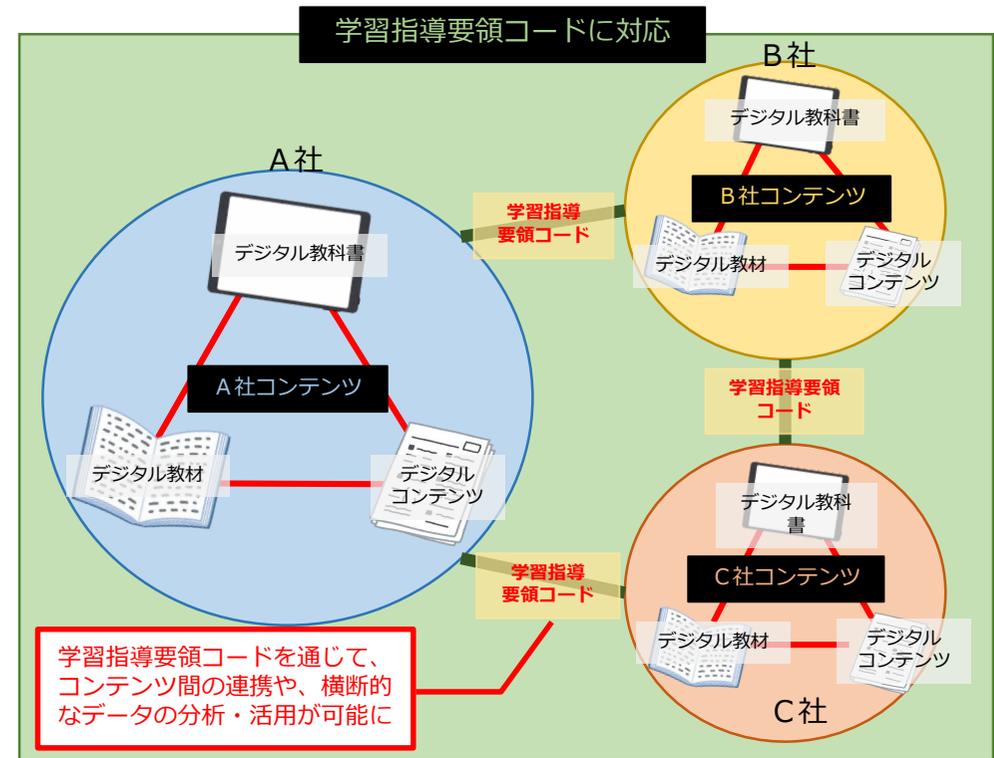
(デジタル教材連携サイト)

- デジタル教材等の連携を促進するためのAPIを開発、デジタル教材連携サイト(APIを活用したコンテンツの整理・検索・呼び出し)のテスト

今後：簡易版の実証等を踏まえた機能改善等

- ✓ プロトタイプの**実証結果等を踏まえた機能改善・拡充**
 - 教科特性やコース等を踏まえた、より高精度・簡便なコード付与方法の検討・開発
- ✓ 具体的な**活用事例の創出**
- ✓ 文部科学省が公表している学習指導要領コード表に学習指導要領解説を対応させるなどの**データセットの充実** 等

事業者等横断でのコンテンツ間連携や、データの分析・活用を推進



文部科学省教育データ標準の公表スケジュール

第1版(2020年度)

10月 「内容情報」の一つである「学習指導要領コード」を公表
12月 「主体情報」の一つである「学校コード」を公表

第2版(2021年度)

12月 「主体情報」を中心に公表

第3版(2022年度)(予定)

秋頃 「内容情報」及び「活動情報」を中心に公表

※1年に1回程度、新規事項及び更新事項の公表を行う予定

文部科学省教育データ標準 第2版(2021年度)

令和3年(2021年)12月
総合教育政策局 教育DX推進室



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省教育データ標準（第2版（2021年度））

●第2版(2021年度)は、これまで制度等に基づき学校において普遍的に活用されてきた主体情報を中心に定義

約340項目

①主体情報

児童生徒、教職員、学校等のそれぞれの属性等の基本情報を定義。



【児童生徒情報】
性別、生年月日、
在席校、学年 等



【学校情報】
学校コード、児童生徒
数、学級数、教職員数
等



【教職員情報】
免許、勤続年数等



【学校設置者情報】
設置者区分、連絡先
等

②内容情報

学習内容等を定義



【学習内容情報】
教科書・教材等のタイトル等の一般的情報、
対象学年・学習分野等の分類情報、権利情報や作成者等の情報等
学習指導要領コード

③活動情報

何を行ったのかを定義
(狭義の学習行動のみだ
けではなく、関連する行
動を含む)

A 生活活動	生活に関する行動の記録 学校の出欠、健康状況等
B 学習活動	学習に関する行動の記録 学習記録、成果物の記録、成績・評価情報
C 指導活動	指導に関する行動の記録 指導分野の記録等

「主体情報」に関するデータ標準の構成

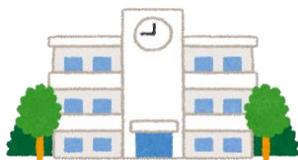
- 「主体情報」は、児童生徒、教職員、学校等のそれぞれの属性等の基本情報である。
- 「主体情報」は、①児童生徒、②教職員、③学校、④学校設置者のドメインから構成する。
※なお、④学校設置者は関係者との調整に時間を要するため、今回の公表対象ではなく、調整が整い次第、順次公表を行う。

主体情報のドメイン



児童生徒

属性（性別、生年月）、
学籍（在席校、学年）
等



学校

設置区分・学校種、児
童生徒数 等



教職員

属性、教員免許 等



学校設置者 (〇市、学校法人等)

設置者区分、連絡先
等

- (留意点)
- ・標準化の対象はデータの全てを網羅するものではなく、データの相互運用性を図る観点から全国的な定義の統一が必要なもののみである。
 - ・ここで定義している情報を各学校等で集めなければならないものではない。（法令等で規定されている情報等は当該規定に従う必要がある。）
 - ・標準項目以外に各学校設置者、学校で必要と考えるデータがあれば独自に定義して活用することは可能。

「主体情報」に関するデータ標準化の構成

- 属性等の基本情報のうち、変動する要素が少ない個人等に属する情報を標準化の対象とする。
※ 日々の活動等により、刻々と変動する要素があるデータ(出欠、学習記録、健康状況など)は「活動情報」とする。
- 「主体情報」のうち、国際標準規格(ISOなど)を活用することが適当な項目(性別、生年月日等)や、分野共通で標準化されている項目(「全国地方公共団体コード」等)は当該定義を活用し、それ以外の項目は本データ標準で新たに定義する。
- 「主体情報」の各項目は、名称、データ型、桁数、コード等の要素を定義する。

児童生徒ドメインのイメージ

データ項目名称	データ型	文字数	コード名	サンプル値	備考
姓名	VCHAR	205	-	教科 太郎	姓と名の間に全角スペースを一文字入れる
都道府県コード	X	2	全国地方公共団体コード	13	https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISNumberNameSearchList?show&jisStdNo=X0401
就学指定校コード	X	13	文科省学校コード	C1xxxxxxxxxx	https://www.mext.go.jp/content/20210830-mxtSyoto02-000017735_1-1.pdf P75
学校種	X	2	学校種 ※注:学校種コード	A1	

※ データ型の「X」は「半角文字列(記号を含む)」の意、「VCHAR」は、半角英数字、全角文字など任意の文字

※コード名中の「ISO」はスイス・ジュネーブに本部を置く非政府機関 International Organization for Standardization(国際標準化機構)が定める国際的な標準規格

※コード名中の「文科省学校コード」は教育データ標準第1版において既に定義

- (留意点) ・標準化の対象はデータの全てを教育データ項目を網羅しているものではなく、データの相互運用性を図る観点から全国的な定義の統一が必要なものを中心に優先的に整備している。
- ・ここで定義している情報を各学校等で集めなければならないものではない。(法令等で規定されている情報等は当該規定に従う必要がある。)
 - ・標準項目以外に各学校設置者、学校で必要と考えるデータがあれば独自に定義して活用することは可能。

「主体情報」の標準化に向けたこれまでの作業状況

1. 作業工程

①データ項目洗い出し

- ・これまで制度等に基づき学校で活用されている各主体に関する情報のうち、共通で定めるべき事項の洗い出し。
具体的には、就学事務システム、指導要録(文科省が定める参考様式)、学校基本調査の調査票等で入力・記載することとされている項目等
- ・上記の各項目について、国際標準規格や各分野共通で定めているものがないかの確認

②データ項目の定義

- ・これまで活用されているデータ等の項目等をもとにデータ型(例:半角数字、全角文字等)、コード名等を定義する。

2. 作業分担

- 文部科学省において方針の打ち出し
- 文部科学省より、下記の作業を(一社)ICT CONNECT 21に委託。
 - ・「主体情報」に関するデータ項目の洗い出し
 - ・データ形式の作成及び標準化
- デジタル庁(データ班)が参画し、分野共通のデータとの整合性や、データ標準化の知見を反映。

教育データの相互運用性を確保するための技術的標準

- 教育データの主体情報、内容情報、活動情報の相互運用性を担保する上で必要な技術的な定義を行う。
- 日本の初等中等教育(学校教育)に適した共通に必要な学習管理機能を備えたソフトウェアシステムとして、文科省CBTシステム(MEXCBT)のアクセス機能を有する“学習eポータル”として必要な機能のうち、協調領域に関する部分で国際標準規格等に基づく共通部分を定義する。

機能の 考え方	協調領域	ツール間の相互運用性を担保するため、国際標準規格などの汎用的な定義を行い、各ツールとも実装	<ul style="list-style-type: none"> ・学習ツール連携機能 ・学習ログ受け取り機能
	競争領域	協調領域以外の部分は、各社が創意工夫を行い独自に機能を実装	<ul style="list-style-type: none"> ・ダッシュボード機能 ・時間割・スケジュール機能 等

1. 学習eポータルの機能

①学習の窓口機能

多様な学習リソース(デジタル教科書・教材, 各種ツールなど)の互換性のあるデータを学習eポータルで一覧的に可視化して活用することができる機能(個別最適な学び・協働的な学びへとつながる)

②連携のハブ機能

シングルサインオン等のアクセスの容易化など、学習リソースの利活用の連携のハブとして機能(活用者が便利になるとともに、デジタル教材等事業者が個々のソフトごとに連携する手間が省けて不要なコストがかからなくなる。)

③文科省システム(MEXCBT)のアクセス機能

文科省が運用する公的CBTプラットフォーム(MEXCBT)へアクセスする機能

2. 学習eポータル標準モデル

文科省からの委託に基づき、(一社)ICT CONNECT 21において、研究者、事業者、教職員等による構成メンバーにより議論を行い、協調領域における標準モデルを策定。この標準モデルを踏まえた機能を備えたソフト等の開発を推奨。

https://ictconnect21.jp/ict/wp-content/uploads/2021/10/learning_eportal_standard_V103.pdf

※技術標準として上記の第1章から第6章を参照

※令和3年度内にLTI1.3に対応した「学習eポータル標準モデルVer2.00」を公表予定

教育データの標準化による効果・メリット

教育データ標準化はデータの活用が促進され、教育に携わる広範なステークホルダーに寄与

児童生徒 (保護者)	<ul style="list-style-type: none"> ・学習や生活面の振り返り(長期間にわたるデータのストック、引き継ぎ) ・システム・ソフトによらずに効果的に学習データ等を活用が可能となる。
各学校	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人ひとりの変化を対象にした支援が容易となる ・システム・ソフトによらずに効果的に学習データ等が活用できるようになり、事務作業の負担が大幅に軽減され、子供のケアや指導等に専念できるようになる。 ・データに基づく主体的な学校経営を支援 ・学年間・教科等間を見渡したカリキュラム・マネジメントの推進
教育委員会 教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・データに基づく政策形成 ・開発した指導資料や副教材、教員研修の講座や研修履歴のデータベース化など
教員養成大学	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省データ標準(学習指導要領コード)と紐づけた教職科目の設置、研究業績の確認、教職課程認定の簡略化等
教科書・教材会社、ソフト会社	<ul style="list-style-type: none"> ・システムごとの個別設定をせずにすむので、システム開発の時間・コストがかからず、より質の高いコンテンツ開発等に力点を置くことが可能となる。 ・発行した教科書や副教材(含:デジタル教材)のデータベース化 ・各種指導の参考書や指導資料のデータベース化 など
文部科学省、国立教育政策研究所等の研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ・データ分析に基づく研究や政策への反映が可能 (国で開発した指導資料や教材のデータベース化や全国学力・学習状況調査等の問題や指導事例のデータベース化など) ・オープンデータの活用促進

文部科学省教育データ標準の公表スケジュール

第1版(2020年度)

10月 「内容情報」の一つである「学習指導要領コード」を公表
12月 「主体情報」の一つである「学校コード」を公表

第2版(2021年度)

12月 「主体情報」を中心に公表

第3版(2022年度)(予定)

秋頃 「内容情報」及び「活動情報」を中心に公表

※1年に1回程度、新規事項及び更新事項の公表を行う予定

「活動情報」の考え方

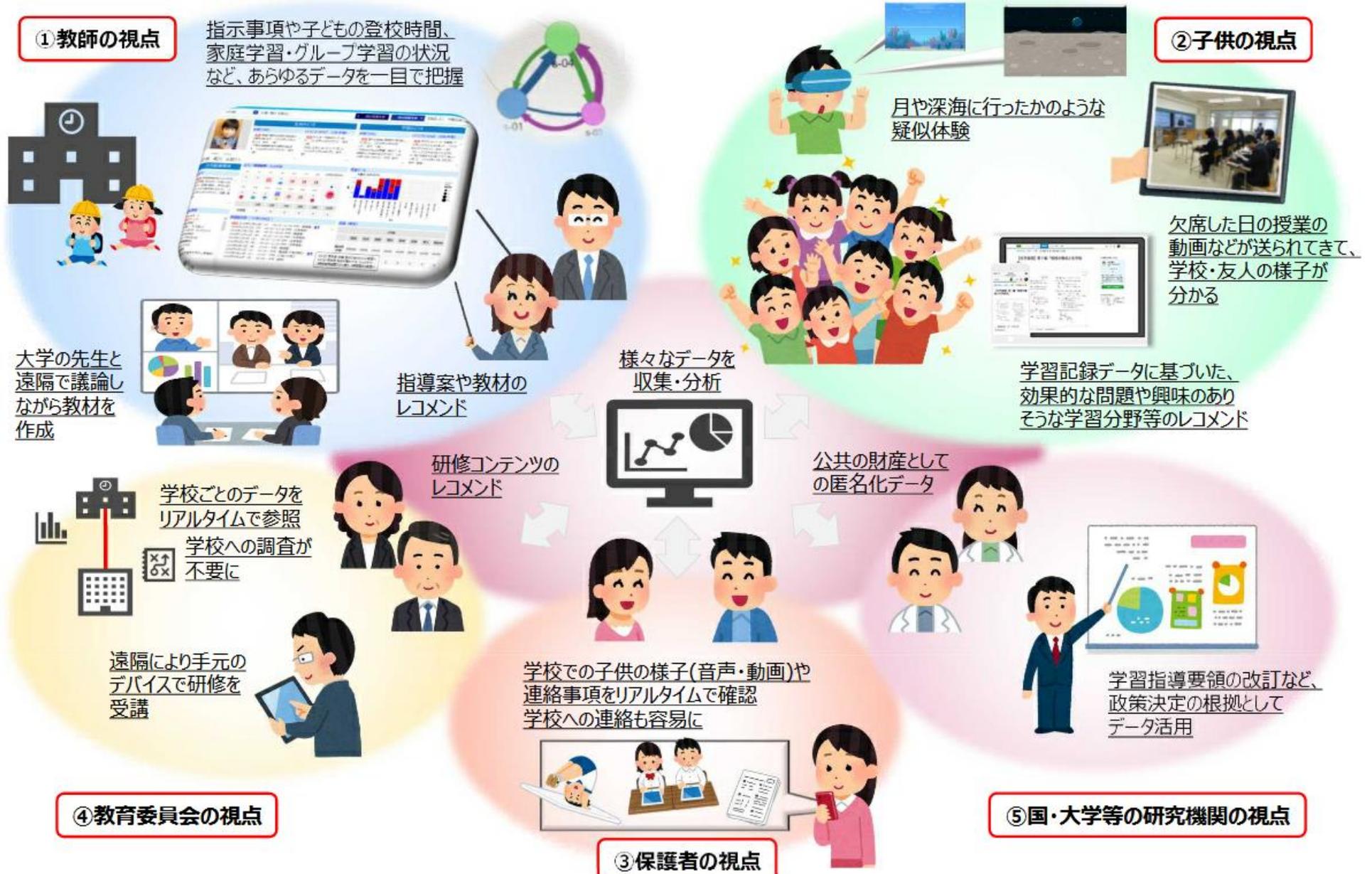
- 活動の対象は幅広く、研究開発段階のものも多い。
- 区分として、児童生徒の①生活活動、②学習活動、③教職員の指導活動を設定して検討。
- 今後、現場における活用でどのようなデータが必要なのか等を踏まえ、標準化の検討を進める。

A 生活活動	生活に関する行動の記録 学校の出欠、健康状況等
B 学習活動	学習に関する行動の記録 学習記録、成果物の記録、成績・評価情報
C 指導活動	指導に関する行動の記録 指導分野の記録等

参考資料

(参考) データ活用の将来像イメージ

ICT環境を基盤とした先端技術・教育ビッグデータが活用される教育現場 ～202X年 未来のイメージ・スナップショット～



主体情報：学校コード

(1) 学校コードの必要性

現状・課題

- ・ 社会全体のデジタル化推進が進む中で、これまで学校を一意に識別できる公表された番号が存在しない状況。
- ・ 一般的な調査においては、学校名のみで学校を識別しているため、各種調査を横断したデータの連結や分析が難しい状況。

- ・ 新たに**全国の学校にそれぞれ唯一の「学校コード」を設定**することとし、基本的に変更しないこととする。
- ・ 学校コードは学校名等と共に広く社会に公開し、学校基本調査のみならず様々な調査研究等において活用できるようにする。これにより、様々な調査結果（データ）を学校コードをキーとして横断的に様々な分析が可能になり、第3期教育振興基本計画等に定める教育政策に関するEBPMの推進に資することが期待される。

(2) 学校コードの基本的な取扱い

- ・ 全国の学校に対し、当該学校に固有の「学校コード」を都道府県の協力を得て文部科学省において設定する。
- ・ 学校コードは、①当該学校の種別（学校種）、②所在する都道府県の別（都道府県番号）、③設置者の別（設置区分）、これらの三つの要素により区分された中において重複なく付番される④学校番号及びこれらにより構成される数字等の入力誤りを防止するための⑤検査数字の五つの要素により構成する。
- ・ 学校コードは、学校の新設等により一旦設定された後は変更されることはなく、廃止した場合には当該学校コードは他の学校に流用しないことを基本とする。
- ・ 学校コードは、学校の属性に関する下記の情報とともに文部科学省ホームページにおいて公開する。

学校種、都道府県番号、設置区分、本分校の別、学校名、学校所在地、郵便番号、属性情報付与年月日、属性情報廃止年月日、旧学校調査番号、移行後の学校コード

学校コードのイメージ：B1-01-1-1000002-9

（構成要素間の-は便宜上のもの）

学校コードの構成（計13桁）

学校種 (2桁)	都道府県番号 (2桁)	設置区分 (1桁)	学校番号 (7桁)	検査数字 (1桁)
A1:幼稚園 ※	01:北海道	1:国立	1000000	0
A2:幼保連携型認定こども園	~	2:公立	~	~
B1:小学校	47:沖縄県	3:私立	9999999	9
C1:中学校				
C2:義務教育学校				
D1:高等学校				
D2:中等教育学校				
E1:特別支援学校				
F1:大学				
F2:短期大学				
G1:高等専門学校				
H1:専修学校				
H2:各種学校				
※幼稚園型認定こども園を含む				

※1桁目に0は使用しない

初等中等教育における教育データ標準化 内容情報

②内容情報の考え方

- これまでデジタル教材等の検索で蓄積がある教育情報ナショナルセンターの学習対象メタデータ（国際標準であるIEEE（Institute of Electrical and Electronics Engineers）、NICER-LOM）を参照して枠組みを設定。
- 内容情報の項目を必須項目と推奨項目に分け、活用の利便性とデータ付与の手間の両立を図る。

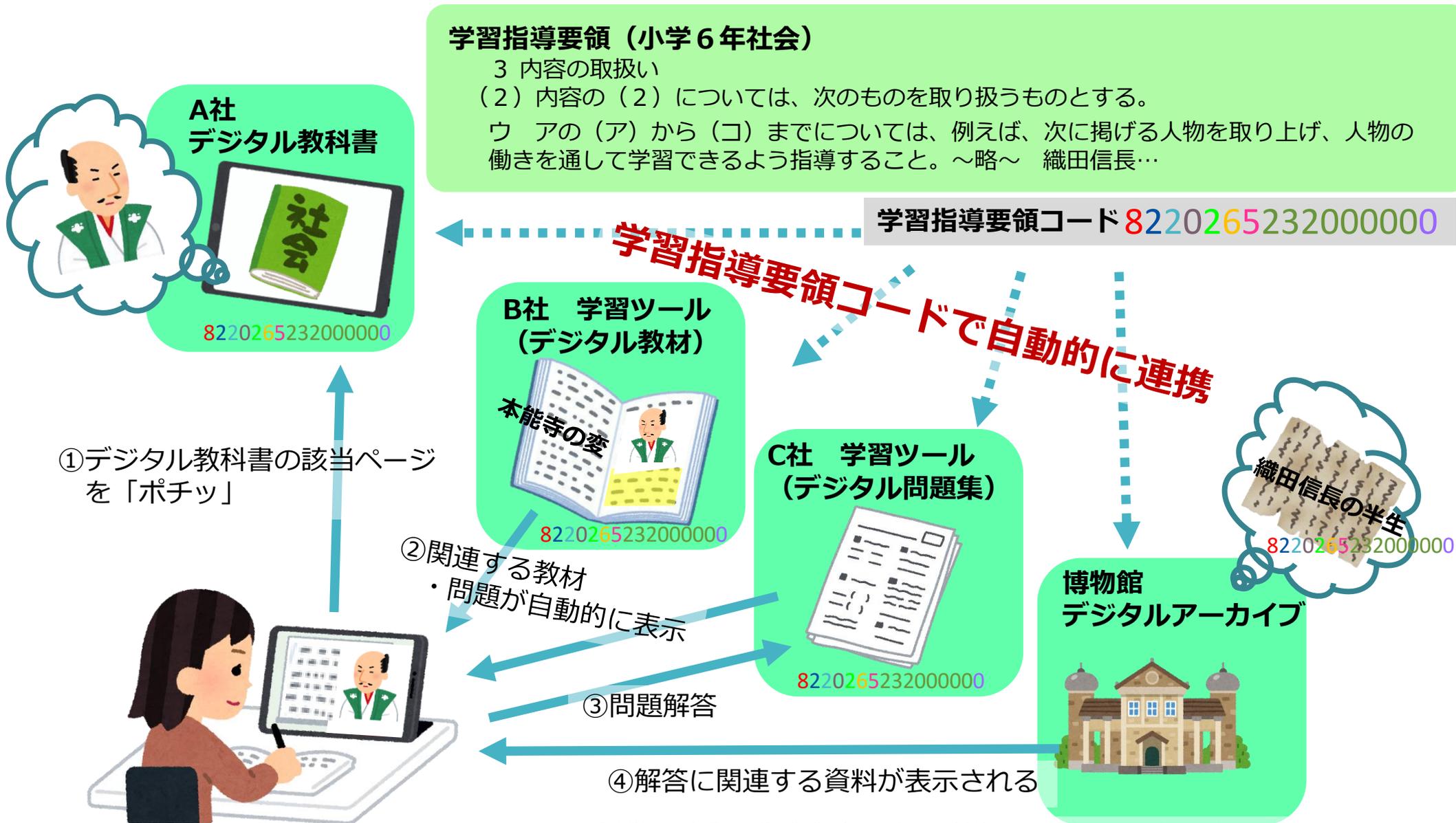
内容情報のイメージ

項目	内容
①一般	タイトル、キーワードなどの一般的情報
②教育的な特徴	想定学習者、タイプ(解説文・図表・演習)等の情報
③学習分野(分類)	学習分野に関する情報
④内容情報間の関連	他の内容情報との関連(前提・部分・派生等)の情報
⑤技術的な情報	データ形式、技術的な特徴や実行環境条件等の情報
⑥権利に関する情報	知的所有権や利用条件の情報
⑦ライフサイクル	経歴状況やバージョン情報、作成者の情報
⑧メタデータの情報	メタデータ自体の作成者や更新履歴の情報
⑨注釈	利用におけるコメントに関する情報

学習指導要領
コード

学習指導要領コード活用イメージ

- 学習指導要領をキーにして、各民間事業者のデジタル教科書・教材ツール・学習ツールや、博物館のデジタルアーカイブを関連付けすることができる。



※教材等の各事項には学習指導要領コードが複数付与される場合もあり、常に1対1となるものではない。
(各事項ごとに学習指導要領コードをタグづけして活用するイメージ)